

## 安城市地域公共交通網形成計画策定支援業務について

## 1. 目的

安城市はこれまで「安城市地域公共交通総合連携計画」を元にあんくるバスの大幅な再編を行い、その後の利用促進等を行いながら、利便性の向上を図ってきた。連携計画の期間は平成29年で終了するため、今後の交通計画についての検討や、連携計画内容の見直しを行い、また、まちづくり等の計画との連携を盛り込んだ内容の交通計画「地域公共交通網形成計画」を策定し、安城市交通ネットワークの更なる発展を目指す。

## 2. 事業費及び委託業者

事業費：13,068,000円（予算額：16,000,000円）

受託業者：国際開発コンサルタンツ(株)

## 3. 業務内容及び業務の進め方

## (1) 安城市の概況と公共交通の現状

項目	主な実施内容
1) 上位・関連計画の整理	・第8次総合計画、都市計画マスタープラン、総合交通戦略等より、安城市の将来像及び公共交通が支えるべき将来の都市の姿を整理する。
2) 都市の現況	・安城市の人口分布状況や病院、教育施設、商業施設等主要施設の立地状況について整理する。
3) 公共交通の現状と事業進捗状況	・鉄道、路線バス及びあんくるバスなどの公共交通の運行状況、利用者数、事業費等を整理する。 ・安城市地域公共交通総合連携計画における各種事業の進捗状況を整理する。

## (2) モニタリングの実施

項目	主な実施内容
1) 市民アンケート	<p>&lt;目的&gt;・安城市地域公共交通総合連携計画の評価指標の把握、公共交通の利用頻度、あんくるバス再編による利用の変化や利用しなくなった理由、公共交通を利用するためのアイデア、公共交通の維持に向けた取り組み等を把握する。</p> <p>&lt;対象&gt;・15歳以上の市民3,000人</p>
2) 乗降調査及び利用者アンケート	<p>&lt;目的&gt;・乗降バス停や利用目的等のバスの利用実態を把握する。(乗降調査) ・バス利用の満足度や改善事項等を把握する。(利用者アンケート)</p> <p>&lt;対象&gt;・あんくるバス及び路線バス(安城線、岡崎安城線)の利用者</p>

## (3) 安城市地域公共交通網形成計画の検討

項目	主な実施内容
1) 安城市における公共交通の課題	・安城市の概況と公共交通の現状、モニタリングの実施結果を踏まえ、市内の公共交通の課題を整理する。
2) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針	・安城市が目指す公共交通のあり方(交通将来像)や生活交通の確保・維持に向けての基本的な方針及びその目標を検討する。 ・計画の区域や計画の期間を検討する。
3) 地域公共交通網形成計画の区域と計画期間	
4) 地域公共交通網形成計画の目標	
5) 目標を達成するために行う事業・実施主体	・目標を達成するために行う事業を推進するための考え方、実施する事業の内容、実施主体、実施時期を検討する。
6) 計画の達成状況の評価に関する事項	・実施する事業の進捗を管理するとともに、その適切な評価を行うための仕組みを検討する。

# 安城市地域公共交通網形成計画の検討フロー

第1回総合交通会議 (H29. 6. 15)

## 1. 安城市の概況と公共交通の現状

- 1) 上位・関連計画の整理
- 2) 都市の現況
- 3) 公共交通の現状と事業進捗状況

## 2. モニタリングの実施

- 1) 市民アンケート
- 2) 乗降調査及び利用者アンケート

## 3. 安城市地域公共交通網形成計画の検討

- 1) 安城市における公共交通の課題
- 2) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
  - ① 交通将来像
  - ② 基本的な方針
- 3) 地域公共交通網形成計画の区域と計画期間
- 4) 地域公共交通網形成計画の目標
- 5) 目標を達成するために行う事業・実施主体
  - ① 公共交通の機能分類とサービス水準等の設定
  - ② 公共交通ネットワーク計画
  - ③ 公共交通利用促進計画
  - ④ 各事業の着手時期・実施期間及び事業主体
- 6) 計画の達成状況の評価に関する事項
  - ① 公共交通ネットワークの評価の基本的考え方
  - ② 路線単位の評価指標及び評価基準

第2回総合交通会議 (H29. 10~11月頃)

第3回総合交通会議 (H30. 1月頃)

## パブリックコメントの実施

第4回協総合交通会議 (H30. 3月頃)

## 安城市地域公共交通網形成計画の策定

平成二十九年  
度

平成三十  
年  
度

## (参考) 安城市地域公共交通総合連携計画 (計画期間：平成 26 年度～平成 29 年度)

### 将来都市像 (第 7 次安城市総合計画)

市民とともに育む 環境首都・安城

### 都市づくりの基本目標(都市計画マスタープラン)

- 水環境の再生と安城の杜づくり
- 自転車や歩行者を中心とした交通環境づくり
- 個性ある都市拠点の育成と歩いて暮らせる集約型の市街地形成
- 愛着と誇りをもって暮らし続けることができる豊かで美しい都市環境づくり
- 都市の活力を生む産業ゾーンの形成

### 公共交通が目指す姿

**日常生活になじむ公共交通を  
皆が利用することによって、  
気軽におでかけできるまち**

- 誰もが安全かつ快適に移動できるまち
- バス利用の定着を促進し、持続可能なバス交通が確立されたまち
- 地域が公共交通を育むまち

### 公共交通体系の基本方針

- 【基本方針 1】 多様な交通手段が相互に連携した公共交通ネットワークの形成
- 【基本方針 2】 将来都市構造を誘導する公共交通軸の形成
- 【基本方針 3】 地域住民の生活行動に応じた効果的な運行方式の選定
- 【基本方針 4】 地域の主体的取組を支援することができる利用促進策の展開

### バス交通ネットワークのサービス水準

- 市内の各地域から JR 安城駅周辺まで 30 分を目安に行けるようにします。
- 最寄りの拠点 (JR 安城駅、三河安城駅、新安城駅、桜井駅) までは直通もしくは一回の乗り継ぎで行けるようにします。
- 医療・福祉拠点 (安城更生病院) までは、直通もしくは 1 回の乗り継ぎで行けるようにします。

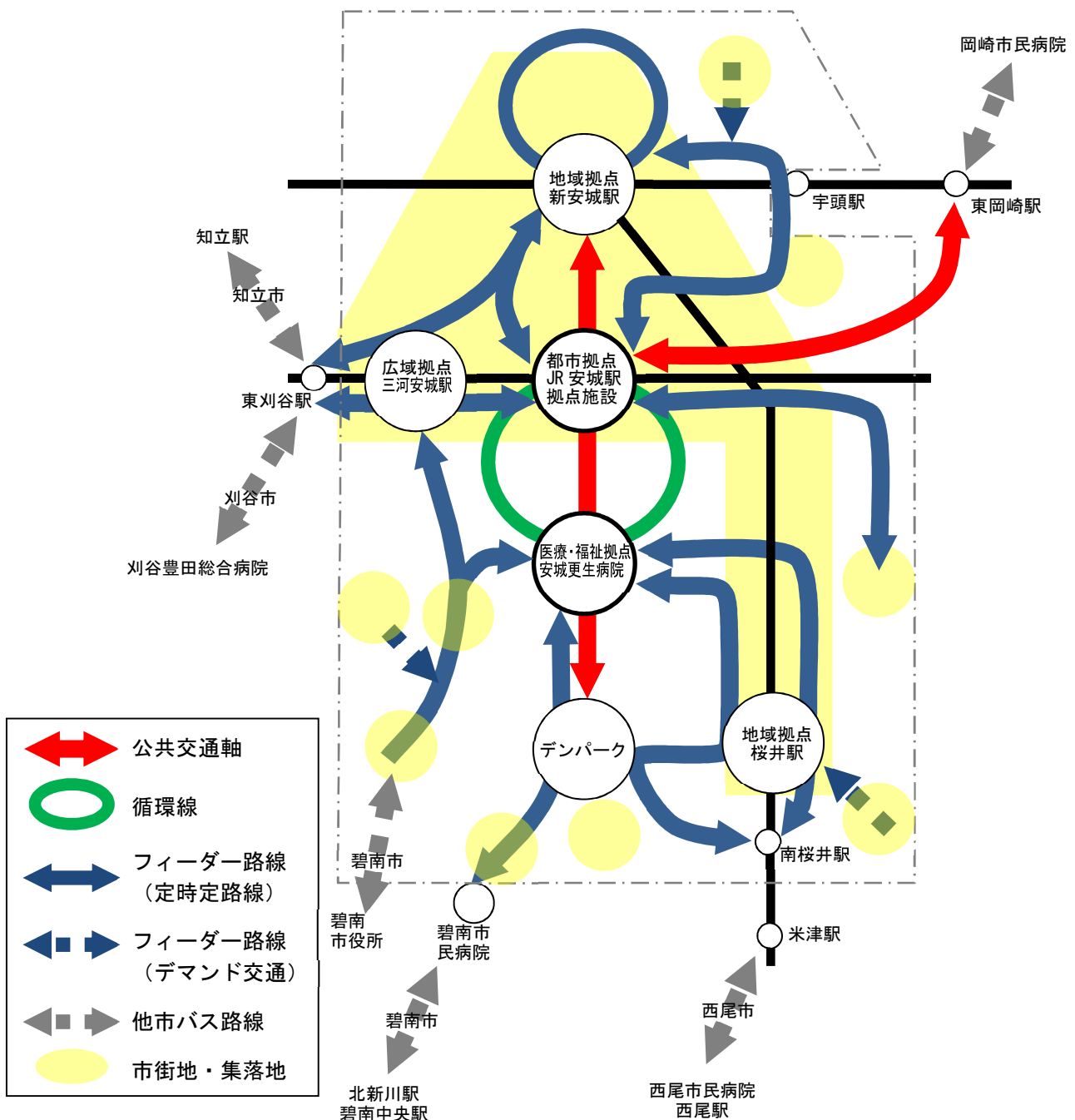
### 具体的な成果指標

- 安城市全体の年間バス利用者数は 80 万人になります。(H23 ; 79 万人)
- 外出の際の移動環境に対する市民の不満割合は 10%以下になります。(H23 ; 15%)
- バス利用率は 30%以上になります。(H23 ; 24%)

## <バスネットワークの見直し方針>

- 拠点相互を連絡するバスによる公共交通軸の形成に向け、安城線の機能強化を図るとともに、岡崎市方面を連絡する岡崎安城線の維持・改善を図ります。
- まちなかのモビリティ向上を図るため、JR安城駅、安城更生病院、総合福祉センター、市役所等まちなかの主要施設相互を連絡する循環線の機能を維持・強化します。
- 遅延を解消し、各地域から最寄の拠点施設へのアクセス利便性を高めるため、移動ニーズを踏まえつつ、冗長なバスルートに適正化を図ります。
- 行政界を越える移動需要に対応するため、隣接市の鉄道駅や拠点施設との連携強化を図ります。移動需要量を踏まえ、定時定路線型交通によるサービスが適切ではないと判断できる地域については、あんくるタクシー（デマンド型交通）の導入を図ります。

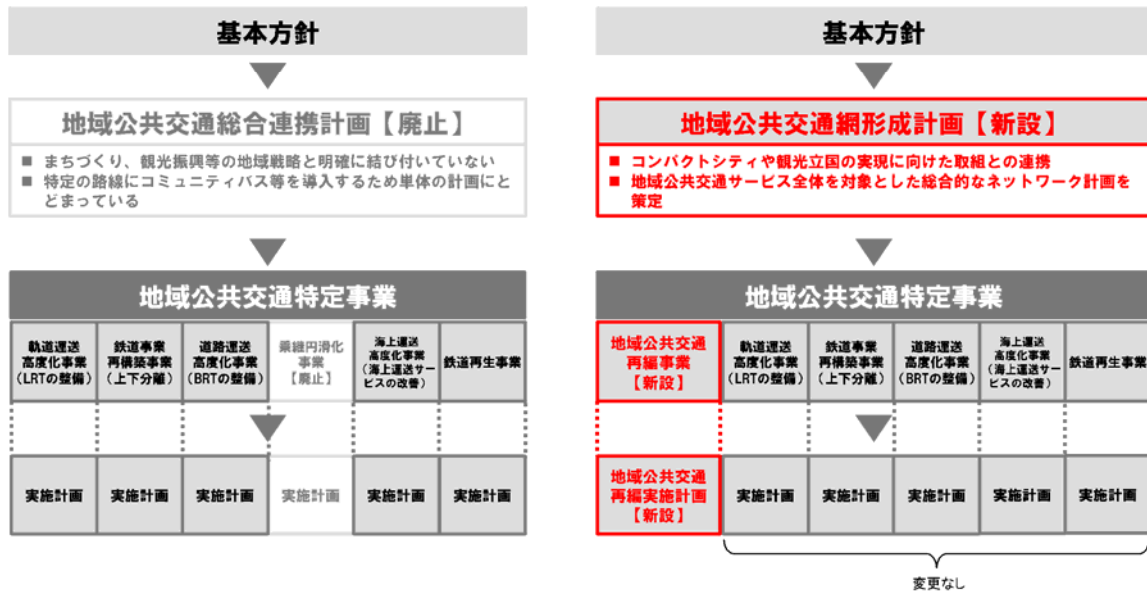
図 バスネットワーク見直しイメージ



(参考) 連携計画から網形成計画への主な変更点

はじめに3 網形成計画は従来の「連携計画」から何が変わったのか？

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行されたことに伴い、従来の「地域公共交通総合連携計画（以下、連携計画と呼びます）」は任意の計画となり、新たに法定計画として網形成計画を策定することができるようになりました。



▲ 枠組みの見直しのイメージ

「網」形成という言葉が示しているとおり、網形成計画では連携計画の中で十分に扱われてこなかった、まちづくりとの連携や、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を検討する必要があります。具体的には、網形成計画は以下の項目が記載されている必要があります。これらの記載がある連携計画は、記載内容について一定の評価・見直しを行ったのち、網形成計画に転換することができます。一方で個別コミュニティバス路線に限定されている計画等、内容の記載が十分でないものについては、新たに網形成計画として定める必要があります。

網形成計画において留意すべき事項（基本方針二1）

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤広域性の確保
- ⑥具体的で可能な限り数値化した目標

資料：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画策定のための手引き（入門編）

## 1.5 連携計画との関連性について

### ① 既存の連携計画からの継続性

既存の地域公共交通総合連携計画（以下、「連携計画」という。）が、基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま網形成計画として定めることができます。一方で、限られたエリアだけを対象としているもの、個別コミュニティバス路線に係る取組に限定されているもの、まちづくりや観光振興等と一体となった計画ではないものなど、基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに網形成計画として定めることが必要となります。（下記のチェックリストを活用してください）

その場合、単に連携計画に新たな項目を追加すればよいのではなく、入門編に記載した網形成計画策定の背景・趣旨等を十分に理解した上で、改めて地域や公共交通の現状分析、課題整理からやり直す必要があります。

#### ▼既存の連携計画を網形成計画として定めることができるかのチェックリスト

##### ●広域性の確保が検討されているか？

- ✓ 住民・利用者の日常的な生活圏の調査・分析の上で作成されているか？
- ✓ 住民の日常的な生活圏を踏まえて計画の区域が設定されているか？

##### ●まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性が確保されているか？

- ✓ 都市計画・土地利用の見直しや中心市街地活性化など、まちづくりと一体となった計画となっているか？
- ✓ 観光振興などの地域活性化策と一体となった計画となっているか？
- ✓ 健康・福祉や環境などの多様な分野との連携が図られているか？

##### ●地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を目指しているか？

- ✓ 目指すべき公共交通ネットワークの姿が明確に記載されているか？
- ✓ 特定の路線やエリアに限定した計画内容になっていないか？

##### ●地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせを目指しているか？

- ✓ コミュニティバスなど、個別の事業のみを取り扱う計画となっていないか？
- ✓ 交通モード間の役割分担や連携策が盛り込まれているか？

##### ●住民の協力を含む関係者の連携を図っているか？

- ✓ 地域住民や各種団体等の積極的な参加によって計画が策定されているか？
- ✓ 地域住民や各種団体等が地域公共交通の活性化に主体的に参加するような内容が盛り込まれているか？

##### ●具体的で数値化された目標値が設定されているか？

- ✓ 課題や基本方針や対応した数値指標や目標値が設定されているか？
- ✓ 目標値が関係者の間できちんと共有されているか？



## 【参考】連携計画について

### ■連携計画の主な問題点

既存の連携計画において確認された問題点の例を以下に示します。網形成計画策定時にはこれらの項目に該当しない計画になっているか確認しましょう。

- ・ 民間バス路線が廃止された区間について、コミュニティバスなどで代替することのみを対象とした計画にとどまる。
- ・ 交通ネットワーク全体を対象とした連携計画も一部作成されたが、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体的な取組に欠けているものが多い。
- ・ LRT、地方鉄道以外による地域公共交通ネットワークの再編については、実効性を担保する措置が講じられていない。
- ・ 連携計画の達成状況の評価が十分に行われていない。

### ■連携計画と網形成計画との違いについて（留意点）

#### (1) 網形成計画において追加された記載事項

網形成計画において定める事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。

#### (2) 基本方針への対応

網形成計画は、改正法の施行に併せて変更された基本方針に合致している必要があります。基本方針では網形成計画の作成の際の留意事項として、

- ① a) まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保  
b) 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成  
c) 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ  
d) 住民の協力を含む関係者の連携
- ② 広域性の確保
- ③ 具体的で可能な限り数値化した目標設定 等について定めています。(基本方針二1)

#### (3) 連携計画との関連

既存の連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組に限定されているものなど、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに網形成計画として定めることが必要となります。なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として網形成計画を作成することも可能です。

## ② 連携計画に基づいて実施している事業に関する取扱い

活性化再生法の改正に伴い、連携計画は法定計画ではなくなりますが、同計画に基づいて実施している地域公共交通特定事業については、経過措置により網形成計画を作成することなく事業を継続することができます。ただし、今後、新たに地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業等）を実施しようとする場合には、新たに、網形成計画を作成することが必要となります。

## ③ 既存の連携計画の整理

既存の連携計画を改訂して網形成計画を策定する場合は、既存計画内で位置づけた事業の実施状況や目標に対する達成度に関する評価を行いましょう。そして、評価結果を踏まえて網形成計画内でどのように反映させるかを検討しまししょう。

資料：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画策定のための手引き（詳細編）